一般財団法人　千葉県勝浦海中公園センター　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、一般財団法人千葉県勝浦海中公園センターと称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を千葉県勝浦市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、南房総国定公園勝浦海中公園内にレクリェーション・教養文化施設を建設し、これらの施設の管理運営を適切かつ能率的に行なうことにより、広く利用者の教養の向上と人間性の回復、自然保護思想のかん養と海中公園地区の保護を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 勝浦海中公園内にレクリェーション・教養文化施設の建設及び管理運営

(2) 勝浦海中公園の利用者の誘致及び宣伝

(3) 勝浦海中公園の保護のための調査研究及び自然保護思想の啓もう

(4) 地方公共団体の所有にかかる施設の管理運営の受託

(5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　財産及び会計

（財産の種別）

第５条　この法人の財産は、基本財産とその他の財産の２種類とする。

２　基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

３　その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（基本財産の維持及び処分）

第６条　基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（財産の管理、運用）

第７条　この法人の財産の管理・運用は会長が行うものとし、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

（事業年度）

第８条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第９条　この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更す

る場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。
（事業報告及び決算）
第10条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1)事業報告
(2)事業報告の附属明細書
(3)公益目的支出計画実施報告書
(4)貸借対照表
(5)損益計算書(正味財産増減計算書)
(6)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
２　前項の承認を受けた書類は、定時評議員会に提出し、第1号から第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。
（長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け）
第11条　この法人が資金の借入をしようとするときは、理事会の議決を経た上で、評議員会の承認を受けなければならない。
２　この法人が、重要な財産の処分若しくは譲り受けを受けようとするときも、前項と同様とする。

第４章　評議員

（評議員の定数）
第12条　この法人に評議員３名以上６名以内を置く。
２　評議員のうち１名を評議員会会長とする。
（評議員の選任及び解任）
第13条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（ 平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議をもって行う。
２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
(1)各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。
ア 当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族
イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ウ 当該評議員の使用人
エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2)他の同一団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

３　評議員会会長は、評議員会において選定する。

４　評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

５　評議員に異動があったときは、２週間以内に登記しなければならない。

（評議員の任期）

第14条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第15条　評議員に対して、１日当たり30,000円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

２　評議員には、その職務を行うために要する交通費等費用の支払をすることができる。

３　前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第５章　評議員会

（構成）

第16条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第17条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1)理事及び監事並びに評議員の選任又は解任

(2)理事及び監事の報酬等の額

(3)評議員に対する報酬等の支給の基準

(4)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)及びこれらの附属明細書の承認

(5)定款の変更

(6)事業の全部又は一部の譲渡

(7)残余財産の帰属の決定

(8)基本財産の処分又は除外、若しくは担保に供する場合の承認

(9)長期借入金及び重要な財産の処分及び譲受けの承認

(10)理事会において評議員会に付議した事項

(11)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（種類及び開催）

第18条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３か月以内に１回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

（招集）

第19条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

２　前項にかかわらず、評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

３　前項による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

（招集の通知）

第20条　会長は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は評議員の承諾を得て電磁的方法により、開催日の５日前までに、各評議員に対して通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

２　前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

（議長）

第21条　評議員会の議長は、評議員会会長がこれにあたる。

（定足数）
第22条　評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。
（決議）
第23条　評議員会の決議は、一般社団・財団法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1)監事の解任
(2)評議員に対する報酬等の支給の基準
(3)定款の変更
(4)基本財産の処分又は除外の承認
(5)その他法令で定められた事項
３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。
（決議の省略）
第24条　理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
（報告の省略）
第25条　理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。
（議事録）
第26条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
２　議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名がこれに記名押印する。
３　第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。第24条の規定により作成した評議会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。
（評議員会運営規則）
第27条　評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第６章　役員

（役員の設置）

第28条　この法人に、次の役員を置く。

(1)理事　３名以上７名以内

(2)監事　２名以内

２　理事のうち１名を会長とする。

３　会長以外の理事のうち、２名以内を常務理事とする。

４　第2項の会長をもって一般社団・財団法人法第197条において準用する同法第91条第1項第1号に規定する代表理事とし、前項の常務理事をもって一般社団・財団法人法第197条で準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

（役員の選任）

第29条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

３　監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

４　理事のうち、理事のいずれか１名とその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

５　他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。監事についても、同様とする。

６　理事又は監事に異動があったときは、２週間以内に登記しなければならない。

（理事の職務及び権限）

第30条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　常務理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

４　会長及び常務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第31条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第32条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
４　理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
（役員の解任）
第33条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、決議に加わることのできる評議員総数の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。
(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
（役員の報酬等）
第34条　理事及び監事には、報酬を支給することができる。
２　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
３　前２項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則によるものとする。
（役員の取引の制限）
第35条　理事が、次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
(1)自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
(2)自己又は第三者のためにするこの法人との取引
(3)この法人が当該理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引
２　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。
３　前2項の取扱いについては、理事会が別に定める理事会運営規則によるものとする。
（責任の免除）
第36条　この法人は、一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第111条第1項に定める役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として免除することができる。

第７章　理事会

（構成）

第37条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第38条　理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1)評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(2)規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3)前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4)理事の職務の執行の監督

(5)会長及び常務理事の選定及び解職

（種類及び開催）

第39条　理事会は、通常理事会と臨時理事会の２種とする。

２　通常理事会は、毎事業年度２回開催する。

３　臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)会長が必要と認めたとき。

(2)会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)前項の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求した理事が招集したとき。

(4)監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

（招集）

第40条　理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

２　前条第3項第3号による場合は、請求した理事が、前条第3項第4号による場合は、請求した監事が理事会を招集する。

３　会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

４　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の５日前までに、各理事、各監事に対して通知しなければならない。

５　前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第41条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数）

第42条　理事会は理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

（決議）
第43条　理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（決議の省略）
第44条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。
（報告の省略）
第45条　理事又は監事が理事及び監事全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
２　前項の規定は、第30条第4項の規定による報告には適用しない。
（議事録）
第46条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印する。ただし、会長の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
（理事会運営規則）
第47条　理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものの他、理事会において定める理事会運営規則による。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第48条　この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の３分の２以上の決議を得て変更することができる。
２　前項の規定は、評議員全員が賛成するときは第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第13条第1項に規定する評議員の選任及び解任について変更することができる。
（解散）
第49条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。
（剰余金の処分制限）
第50条　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。
（残余財産の帰属）
第51条　この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　職員等

(職員等)

第52条　この法人の事務を処理するため、所要の職員を置く。

２　職員は、会長が任免する。

３　この法人の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第53条　主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1)定款

(2)理事、監事及び評議員の名簿

(3)認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4)理事会及び評議員会の議事に関する書類

(5)財産目録

(6)役員等の報酬規程

(7)事業計画書及び収支予算書

(8)事業報告書及び決算報告書

(9)監査報告書

(10)その他法令で定める帳簿及び書類

２　前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令で定めるもののほか、第54条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第１０章　情報公開及び個人情報の保護

（情報公開）

第54条　この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

２　情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

（個人情報の保護）

第55条　この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

２　個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

第１１章　公告の方法

(公告の方法)

第56条　この法人の公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第１２章　補則

(委任)

第57条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

２　整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事　猿田寿男　　理事　庄司英実　　理事　渡邉幸治　　理事　今泉光幸

理事　土屋　元　　理事　奥田利光　　理事　小沢一之

監事　大木　実　　監事　吉野修文

４　この法人の最初の代表理事（会長）は猿田寿男とする。

５　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

評議員　塩野　健　　評議員　戸坂健一　　評議員　玉田忠一

評議員　市原義次　　評議員　外記栄太郎　　評議員　君塚　保